

# 平成23年度事業計画

自 平成23年4月 1日

至 平成24年3月31日

はじめに

急速な少子高齢化により今後の労働力人口の減少が見込まれる中、女性が能力を十分に発揮し、健康で充実した職業生活を送り活躍していくことが望まれることから、様々な課題を適切に取り入れた各種事業を着実に推進していく。

具体的には、昨年度に引き続き、「病児・緊急預かり対応基盤整備事業（展開支援事業）」のほか「働く女性の妊娠・出産に関する健康管理支援事業」、新たに今年度より「女性就業支援全国展開事業」の受託をし、これらの受託団体として事業を一層効果・効率的に実施するよう努める。

他方、公益法人改革が進む中で、国からの委託費に依存することなく、自主事業を拡大し収益を増加させて協会の財政基盤を確立することが必要となってきたことから法人の経済基盤の強化に向けた「ファミリーサポートネットワーク事業」及びこれまで培ってきたノウハウを活かした「働く女性等に対する支援セミナー」の推進など、自主事業の拡充に努めることとする。

さらに、公益法人制度改革に向けた対応や新公益法人制度への移行準備も的確に進める。

## I 平成23年度事業の主要目標

- 1 働く女性を取り巻く時代の変化やニーズに対応した事業を展開し、各種事業の全国発信の強化。
- 2 働く女性等に対する生涯にわたる体系的な支援事業の構築とその実施。

## II 具体的な事業展開

### 1 自主事業

#### (1) ファミリーサポートネットワーク事業

ファミリー・サポート・センターのアドバイザーや自治体担当者などに対して、日頃の活動に関する相談対応や情報提供を実施したり、ファミリー・サポート・センター同士の交流機会を提供したりすることで、全国のファミリー・サポート・センターの相互援助活動のボトムアップを図る。

##### ①相互援助活動に関する相談対応

ファミリー・サポート・センターにおける会員同士の相互援助活動の調整役であるアドバイザーや、自治体の事業担当者などを対象として、日頃の相互援助活動やセンター運営に関する疑問・相談などに対して電話やメール、現地訪問等での相談対応を

行う。また相互援助活動にまつわる時事的な情報や実際に起こった事例からの留意事項などの情報を定期的に提供するために、メールおよび FAX による定期通信の配信を年 6 回行う。

#### ②全国交流集会の開催

日頃の相互援助活動における悩みや疑問点などはおおよそ共通したものであることが多いことから、センター同士が交流し、近隣地域での活動状況や先進的な取組みをしているセンターの事例などを知ることができる機会を年 4 回（東京、大阪各 2 回）提供する。

#### ③相互援助活動に必要な出版物等の作成・販売

全国のファミリー・サポート・センターの所在地や基本情報を取りまとめた一覧や、センターの運営に関する手引書、また全国交流集会の開催報告等の作成・販売を行う。

### (2) 各種補償保険の案内及び加入者支援

当協会が保険会社と協働で作成した、ファミリー・サポート・センターや地域での子育て支援活動を行う団体に対する各種補償保険（傷害保険、賠償責任保険）を案内するとともに、加入手続き等の支援を行う。また、加入者等からの補償保険に関する相談・質問に対し、取扱代理店や保険会社へ連絡・確認・調整・引き継ぎ等を行う。

### (3) 出版物及びパソコンソフト等の作成・販売

子育て支援等や男女共同参画、雇用機会均等に関する書籍、ビデオ・DVD の作成・増版・販売を行う。特に、保育サービス提供者のためのテキストである「育児サポート 2」については、民間の保育サービスグループが活動に有効な情報ツールとして活用できるように情報を更新し、改訂を行う。

また、ファミリー・サポート・センター向け会員管理用パソコンソフト「ファミサポくん」の更新版を作成・販売するとともに、ソフト利用者に対し保守サービスを実施する。

### (4) 自治体等の事業活動支援

#### ①ファミリー・サポート・センターアドバイザー講習会（静岡県委託）

静岡県県内のアドバイザーを対象として、アドバイザーのスキルアップを目指し、有識者および協会担当者による情報提供や近隣市町村のアドバイザー同士でのグループワークなどで構成される講習会を企画・開催する。

また、県民にファミリー・サポート・センターの活動内容やサービスを利用することのメリット等をより理解して頂くための広報資料を作成する。

#### ②自治体等で開催する研修会等での説明・助言

自治体が開催する、ファミリー・サポート・センターや地域の子育て支援団体等を対象とした研修会等において、当協会職員が出席し、子育て支援活動に関する情報提供や助言を行う。

#### (5) セミナー等の開催

受託事業で扱わないセミナー等で利用者の希望の高いものや将来の事業展開に役立つと考えられる内容のものは、法人の設置目的を踏まえ、受託事業との関連に配慮しつつ開催する。

#### (6) 財団の運営管理

理事会、評議員会を始め、協会を運営するための会議を開催する。賛助会員の加入促進に努め、公益法人としての基盤整備を図る。また、新公益法人改革に基づく一般法人化への移行作業を進める。

## 2 受託事業

### (1) 病児・緊急預かり対応基盤整備事業（展開支援事業）

#### ①病児・緊急預かり対応基盤整備事業実施団体等からの相談対応・助言・情報提供

病児・緊急預かり対応基盤整備事業実施団体のアドバイザー・コーディネーターや、地方市町村担当者、ファミリー・サポート・センターのアドバイザーなどから寄せられる病児・病後児預かり活動に関する相談に対応する。

相談対応にあたっては、当協会職員を2名配置する他、子育て支援分野や小児保健分野の有識者などからなる当協会の人的ネットワークを駆使して、相談内容に合った具体的な助言、情報提供が可能な体制を整える。

#### ②市町村に対する「病児・緊急対応強化事業」への移行の働きかけおよび移行状況の把握

##### ア 市町村に対する「病児・緊急対応強化事業」実施への働きかけ

自治体担当者等に対し、基盤整備事業実施団体が主催する「病児・病後児預かり等事業関係者会議」（以下、「関係者会議」）等において事業説明や情報提供を行う。具体的には、既に強化事業を実施している市町村の導入事例を題材とし、病児・病後児預かり活動を実施するために具体的に何をどのように整えていったのかを紹介し、強化事業の導入スケジュールを検討する材料として頂く。

##### イ 市町村に対する「病児・緊急対応強化事業」への移行状況の把握

市町村の強化事業への移行状況を把握するために、強化事業未実施市町村に対して事業実施見込みアンケート調査を実施する。調査とりまとめ結果については、委託者に報告するとともに、病児・緊急預かり対応基盤整備事業実施団体へも情報提供し、市町村への働きかけを行なう際の参考資料として活用して頂く。

ウ アドバイザーを主対象とした「病児・病後児預かり活動のための研修会」の開催  
全国のファミリー・サポート・センターの特に提供会員への研修内容の企画等に携  
わるアドバイザー等を主な対象として、病児・病後児預かり活動を行なうために、提  
供会員が受けるべき研修について実際に受講して頂き、そこで学んだ内容や研修教材  
等を参考に、各センターでの提供会員の研修に活用して頂く。

### ③事業を円滑に実施するための資料作成

#### ア 病児・病後児預かり活動のための研修テキスト

病児・緊急預かり対応基盤整備事業や病児・緊急対応強化事業で、実際に預かり活  
動を行なう会員が事前に習得すべき内容を収録した研修テキストを作成する。これは、  
過年度に作成した研修テキストの内容に加え、「病児・病後児預かり活動のための研修  
会」での講義内容も盛り込み、病児・病後児預かり活動についてより体系的に学べる  
内容にする。

#### イ 病児・病後児預かり活動にまつわるQ&A集の作成

相談窓口に寄せられた問い合わせ内容や、関係者会議の中で議題となった内容などを  
基に、病児・病後児預かり活動にまつわる不明点への回答や、具体的な事例などをQ  
& A形式でとりまとめる。

Q&Aの掲載方法については、時系列ごと（事業開始までの準備期、事業開始初期、  
事業展開期等）や対象者ごと（自治体関係者、アドバイザー・コーディネーター等）  
といったカテゴリで分類して掲載し、対象者が日頃の活動において事典のように索引  
して利用できるような工夫を図る。

### ④全国情報交流集会の開催

基盤整備事業実施団体と都道府県事業担当者が直接話し合う機会として「全国情報  
交流集会」を年2回開催する。基盤整備事業実施団体は、都道府県の協力を得ながら  
「関係者会議」を開催する必要があるため、全国情報交流集会の場において、「病児・  
緊急預かり等事業関係者会議」の開催方針について大まかな検討を行なう。また、全  
国自治体の強化事業実施見込み調査結果や取組み内容について情報交換することで、  
各地域での取組み内容をより充実させるための情報を得る機会を作る。

## (2) 働く女性の妊娠・出産に関する健康管理支援事業

### ①専門家による検討委員会の運営

「働く女性の身体と心を考える委員会」を設置し、運送業及び介護施設を対象に、  
重量物を取り扱う作業を中心に妊産婦にとって負担の大きい作業について調査を行い、  
健康管理上の対策等を具体的に抽出・整理し、周知・啓発方法の検討を行う。

### ②女性労働者及び事業主等に対する周知・啓発の実施

調査結果等を踏まえたリーフレット等の周知・啓発資料を作成するとともに、母性健康管理に関わる事業実施主体と連携して様々な機会を通じて周知・啓発資料の配付を行い、事業主等に対し母性健康管理に関する周知・啓発を行う。

### ③事業主等に向けた母性健康管理専用サイトの運営

事業主の母性健康管理に関する具体的な取り組みを促進するために、平成 19 年度に開設した「女性にやさしい職場づくりナビ (<http://www.bosei-navi.go.jp>)」(PC サイト)と PC サイトと連動した携帯サイトの運営を行う。

その中で、検討委員会における調査結果等を分かりやすく紹介した特集ページを設けるなど母性健康管理に関する鮮度の高い情報を提供するとともに、メールによる母性健康管理に関する質問・相談窓口寄せられる相談内容に対し、医師等の専門家による相談体制の充実を図る。

## (3) 女性就業支援全国展開事業

### ①女性関連施設等支援事業

全国の女性関連施設、地方自治体、女性団体、労働組合等(以下「女性関連施設等」という。)が女性の就業促進及び働く女性の健康保持増進のための支援施策を実施するに当たり、必要な知識・ノウハウなどについて幅広く相談できる窓口を設置するとともに、各地域の支援施策の状況・ニーズに応じた講師派遣要請に対応することにより、支援施策の全国的な充実・底上げを図る。

### ②情報提供事業

ア 事業の周知及びノウハウ・情報等の提供

イ 全国の女性関連施設等向け女性就業促進支援プログラム等の開発・提供

ウ 展示(3階)の維持・管理

エ ライブラリー(2階)の運営及び図書資料等の充実・整備

オ ホームページの作成・更新等の実施

カ 全国の女性関連施設等のデータベースの構築とネットワークの強化

キ その他本事業の趣旨に沿った効果的な情報提供

### ③ホール・セミナー室等の貸出